

平成22年度あしたのふるさと但馬づくり調査研究支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、財団法人但馬ふるさとづくり協会（以下「協会」という。）があしたのふるさと但馬づくりを目指して、但馬地域の地場産業の発展、観光振興、環境保全、自然保護等様々な地域の課題の解決を図るための調査研究（以下「調査研究」という。）を行う団体（市町及び営利企業を除く。）に対して、あしたのふるさと但馬づくり調査研究支援助成金（以下「助成金」という。）を交付するに当たり必要な事項を定める。

(助成対象活動)

第2条 協会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までに行われるあしたのふるさと但馬づくりのための調査研究に対して助成金を交付する。

(助成対象団体等)

第3条 助成対象は、次の各号に掲げる要件に適合する場合とする。

- (1) 但馬地域内において、調査研究を行う団体であること。ただし、市町及び営利団体は除くものとする。
- (2) 原則として国、県、市町、他の類似団体等から助成金を受けていない事業であること。
- (3) 調査研究の結果は、広く一般に公開できる内容であること。

(助成金の額)

第4条 協会は、予算の範囲内において、調査研究に要する経費の一部を助成する。

2 助成金の額は、1件50万円を上限として、協会の評議員会調査研究部会（以下「調査研究部会」という。）において決定するものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書（様式第1号）及びその添付書類（以下「申請書等」という。）を協会の指定する期日までに、団体の所在する市町の企画担当課（以下「市町担当課」という。）に提出するものとし、市町長は推薦する団体を選考の上、推薦理由を付した意見書（様式第2号）を添えて協会に申請書等を提出しなければならない。ただし、原則として1市町からの推薦は、1件に限るものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 協会は、前条の規定に基づき申請があったものについて、調査研究部会において協議の上、助成金の交付の可否を決定する。

- 2 協会は、推薦した市町を経由して、助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により助成金の交付の申請をした団体に通知する。
- 3 協会は、前2項の規定により交付決定をしたときは、速やかに協会のホームページ等により公表するものとする。

(助成事業の内容変更)

第7条 前条の規定により助成金交付決定の通知を受けた団体（以下「助成団体」という。）が行う調査研究事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更しようとするときは、助成金交付内容変更承認申請書（様式第4号）（以下「変更承認申請書」という。）を市町担当課に提出し、市町長は内容を審査の上、変更承認申請書を協会に提出しなければならない。

2 協会は、前項の変更承認申請書を承認すべきものと認めるときは、その旨を推薦した市町を経由して、助成金交付内容変更承認通知書（様式第5号）により助成団体に通知する。

(助成金の調査、実績報告及び請求)

第8条 協会は、助成事業について調査し、又は必要な報告を求めることができる。

2 助成団体は、助成事業が完了したときは、1ヶ月以内に助成金交付事業実績報告書(様式第6号)及びその添付書類(以下「実績報告書等」という。)を市町担当課に提出し、市町長は内容を審査の上、実績報告書等を協会に提出しなければならない。

3 助成団体は、市町担当課を経由して、前項の実績報告書等とともに助成金交付請求書(様式第7号)を協会に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 協会は、前条の請求書を受理してから、30日以内に助成金を交付する。

(実績報告の公表)

第10条 協会は、第8条の実績報告書等を受理したときは、速やかに協会のホームページ等により調査研究の結果を公表するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第11条 協会は、助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき

(3) 助成金の交付を受けた助成事業が実施されなかったとき

(4) その他協会が特に必要と認めたとき

2 協会は、前項の取消しの決定を行ったときは、その旨を推薦した市町を経由して、助成金交付決定取消通知書(様式第8号)により助成団体に通知する。

(助成金の返還)

第12条 協会は、前条の規定により取消しを決定した場合において、当該取消しにかかる部分に関して既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を助成団体に命ずることができる。

(帳簿の備付け)

第13条 助成団体は、助成事業にかかる収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え付けなければならない。

(監査)

第14条 協会は、必要があると認めるときは、助成団体に対して経理及び助成事業の内容等について、協会が別に定める監査実施要綱に基づき監査することができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

平成22年度あしたのふるさと但馬づくり調査研究支援助成金交付申請書

平成 年 月 日

財団法人但馬ふるさとづくり協会理事長 様

所在地

団体名

代表者氏名

(印)

平成22年度において、調査研究事業を実施したいので、平成22年度あしたのふるさと但馬づくり調査研究支援助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 調査研究計画書

| | | | |
|---------|----|--|------|
| テーマ | | | |
| 団体名 | | | |
| 住所・電話番号 | | | |
| 代表者氏名 | | | |
| 担当者氏名 | 氏名 | | 所属部署 |

2. 調査研究計画説明書

| | |
|----------------|--|
| 目的 | |
| 内容 | |
| 調査研究の方法・体制等 | |
| 調査研究によって得られる効果 | |
| 参考 | |

3. スケジュール表

至 平成 年 月
迄 平成 年 月

| 年・月 作業項目 | 平成 年 | | | | | | | | | | | | 備考 |
|-------------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

注) ←————→ で作業予定期間を示してください。

4. 収支予算書

(1) 収入

(単位：円)

| 科目 | 予算額 | 説明 |
|-----|-----|----------------|
| 助成金 | | 但馬ふるさとづくり協会助成金 |
| | | |
| 合計 | | |

(2) 支出

(単位：円)

| 科目 | 予算額 | 説明 |
|----|-----|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合計 | | |

注) ※会議費には、食糧費は含まないこと。

5. 添付書類

- (1) 法人にあっては、法人登記簿謄本又は抄本及び定款又は寄附行為の写し。法人以外の団体にあっては、会則及び会員名簿。
- (2) その他参考となるもの（総会又は理事会資料等）

推薦理由を付した意見書

| | |
|---------|--|
| 申請団体 | |
| 推薦理由 | |
| 期待する効果等 | |
| 優先順位 | |

注) ※1 市町の推薦枠は、原則1件とする。

※2件を推薦する場合は、優先順位を付けること。

あしたのふるさと但馬づくり調査研究支援助成金交付要綱第5条の規定により申請のあった調査研究事業を推薦します。

財団法人但馬ふるさとづくり協会理事長 様

市町名 _____
市町長名 _____ (印)

様式第3号（第6条第2項関係）

平成22年度あしたのふるさと但馬づくり調査研究支援助成金交付(不交付)決定通知書

財 但 協 第 号
平成 年 月 日

様

財団法人但馬ふるさとづくり協会理事長(印)

平成 年 月 日に申請のあった調査研究事業については、下記のとおり決定したので、平成22年度あしたのふるさと但馬づくり調査研究支援助成金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1. 次のとおり交付します。

- ① 助成金交付決定額 円
② 交 付 条 件

2. 次の理由により交付できません。
(不交付の理由)

様式第4号（第7条第1項関係）

平成22年度あしたのふるさと但馬づくり調査研究支援助成金交付内容変更承認申請書

平成 年 月 日

財団法人但馬ふるさとづくり協会理事長 様

所在地

団体名

代表者氏名

(印)

平成 年 月 日付財但協第 号で交付決定のあった調査研究事業の内容を変更したいので承認くださるよう、平成22年度あしたのふるさと但馬づくり調査研究支援助成金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1. 助成事業名

2. 変更理由

3. 変更内容

4. 変更承認申請による増減額

(単位：円)

| 区分 | 既交付決定額 | 変更承認申請額 | 増(減)額 |
|--------|--------|---------|-------|
| 助成対象経費 | | | |
| 助成金の額 | | | |

(以下、市町において記入)

※ 市町審査結果

あしたのふるさと但馬づくり調査研究支援助成金交付要綱第7条第1項の規定により申請のあった変更承認申請書を承認します。

財団法人但馬ふるさとづくり協会理事長 様

市町名 _____

市町長名 _____ (印)

様式第5号（第7条第2項関係）

平成22年度あしたのふるさと但馬づくり調査研究支援助成金交付内容変更承認通知書

財 但 協 第 号
平成 年 月 日

様

財団法人但馬ふるさとづくり協会理事長(印)

平成 年 月 日付で内容変更承認申請のあった調査研究事業について、平成22年度あしたのふるさと但馬づくり調査研究支援助成金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり承認することと決定しましたので通知します。

記

1. 助成事業名

2. 変更内容

3. 変更承認申請による増減額 (単位：円)

| 区分 | 既交付決定額 | 変更承認申請額 | 増(減)額 |
|--------|--------|---------|-------|
| 助成対象経費 | | | |
| 助成金の額 | | | |

4. 交付条件等

様式第6号（第8条第2項関係）

平成22年度あしたのふるさと但馬づくり調査研究支援助成金交付事業実績報告書

平成 年 月 日

財団法人但馬ふるさとづくり協会理事長 様

所在地

団体名

代表者氏名

(印)

平成 年 月 日付財但協第 号で交付決定のあった調査研究事業を実施したので、平成22年度あしたのふるさと但馬づくり調査研究支援助成金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

1. 事業の着手年月日 年 月 日
事業の完了年月日 年 月 日

2. 収支決算書

(1) 収入

(単位：円)

| 科目 | 決算額 | 説明 |
|-----|-----|----------------|
| 助成金 | | 但馬ふるさとづくり協会助成金 |
| | | |
| 合計 | | |

(2) 支出

(単位：円)

| 科目 | 決算額 | 説明 |
|----|-----|----|
| | | |
| | | |
| 合計 | | |

注) ※領収書又は団体が原本証明をした領収書の写しを必ず添付すること。

※会議費には、食糧費を含まないこと。

3. 添付書類

(1) 調査研究の成果物

(2) その他参考書類

(以下、市町において記入)

※ 市町審査結果

あしたのふるさと但馬づくり調査研究支援助成金交付要綱第8条第2項の規定により申請のあった実績報告書等を審査した結果、適当なものと認めます。

財団法人但馬ふるさとづくり協会理事長 様

市町名

市町長名

(印)

様式第7号（第8条第3項関係）

平成22年度あしたのふるさと但馬づくり調査研究支援助成金交付請求書

平成 年 月 日

財団法人但馬ふるさとづくり協会理事長 様

所在地

団体名

代表者氏名

(印)

平成 年 月 日付財但協第 号で交付決定のあった調査研究事業について、平成22年度あしたのふるさと但馬づくり調査研究支援助成金交付要綱第8条第3項の規定により下記のとおり交付願いたく請求します。

記

1. 助成事業名

2. 助成金請求金額

円

| | | |
|----------|----------------------|----|
| 振込先金融機関名 | 銀行 信用金庫 農業協同組合 | 支店 |
| 預金種別 | 普通・当座 | |
| □ 座番号 | | |
| □ 座名義 | (フリガナ) ----- | |

※口座名義等は正確に記入すること。

様式第8号（第11条第2項関係）

平成22年度あしたのふるさと但馬づくり調査研究支援助成金交付決定取消通知書

財 但 協 第 号
平成 年 月 日

様

財団法人但馬ふるさとづくり協会理事長(印)

平成 年 月 日付財但協第 号で交付決定した調査研究事業について、次の理由により助成金交付決定を取消しますので、平成22年度あしたのふるさと但馬づくり調査研究支援助成金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1. 取消しの理由

2. 取消しにかかる交付決定額 円